

SHINWA NEWS

[民法改正]
保管証書遺言（デジタル遺言）の創設

令和8年8月
(No. 39)

令和8年6月17日、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、同月24日に公布されました。

今回の改正のひとつに、スマートフォンやパソコンなどのデジタル機器を利用して遺言書を作成し、法務局で保管する新しい遺言方式として、「保管証書遺言（一般に“デジタル遺言”とも呼ばれています。）」が創設されました。

施行日は、令和8年6月24日の公布日から3年以内とされていますが、現時点ではまだ具体的な日付は決まっています。

今回は、新しく創設される保管証書遺言についてご紹介いたします。

[1] 新たな「保管証書遺言」とは？

つぎの3つのポイントに絞ってご紹介します。

ポイント①パソコンなどを用いて作成が可能となります。

これまでどおり書面で遺言の全文を手書きする方法のほか、新たな保管証書遺言では、パソコンなどを用いて電子データによっても作成することができるようになります。

ポイント②法務局で保管されて、初めて保管証書遺言としての効力が生じます。

パソコンなどで遺言を作成し、自分のスマートフォンやパソコンに保存しただけでは、保管証書遺言としての効力は生じません。保管証書遺言を利用するには、法務局へ保管申請を行う必要があります。

ポイント③保管申請の際、遺言者本人が遺言の全文を読み上げる必要があります。

保管申請の手続きのなかで、遺言者の真意に基づかない遺言が作成されることを防止するため、原則として、遺言者本人が法務局の担当職員（正式には、“遺言書保管官”といいます。）の前で、遺言の全文を読み上げる必要があります。

[2] 法務局での保管申請手続きの流れ

保管証書遺言の手続きは、おおむね次のような流れになると考えられます。

手続きの流れ①遺言書をパソコンなどで作成する

遺言を、法務省令で定められる方式に従って作成します。

電子データで作成する場合のファイル形式や、署名に代わる具体的な措置などについては、今後、法務省令等によって定められる予定です。

手続きの流れ②法務局へ保管を申請する

遺言者の本人確認に必要な情報や、受遺者、遺言執行者などに関する情報を提供し、保管の申請を行います。オンラインによる保管申請も可能です。

手続きの流れ③本人確認と遺言の全文を口述する

法務局の担当職員が遺言者に対し本人確認を行い、遺言者は作成した遺言の全文を口述します。

また、本人からの申出があり、相当と認められた場合には、映像と音声によるオンライン通話で行うこともできます。

手続きの流れ④法務局で保管される

法務局で遺言書または電子データの保管が開始されることによって、保管証書遺言としての効力が生じます。

〔3〕 制度の詳細

想定されるメリット

- ・ 法務局へ行かずに、保管申請、本人確認も含め、すべてオンラインで行うことが可能です。
- ・ 遺言書のデータを法務局で保管することにより、紛失、改ざん等を防止します。
- ・ 法務局で遺言者の本人確認を行い、第三者のなりすましの防止を図ります。
- ・ 相続開始後、家庭裁判所での「検認」が不要となります。
- ・ 遺言の存在を、遺言者が指定した人へ相続開始後に法務局から通知することが出来るため、相続手続を円滑に進めることができます。

想定されるデメリット

- ・ 相続開始後、相続人等の一人が遺言を閲覧すると、法務局から他の相続人等にも遺言が保管されている旨が通知されます。
- ・ 法務局では遺言の内容の相談や確認は行っていないため、法務局で保管されることによって、遺言の内容や法的な有効性まで保証されるものではありません。
- ・ 遺言の全文を読み上げる必要があるため、遺言の内容や分量、遺言者の身体状況によっては、負担となる可能性があります。

〔4〕 現在の制度との比較

現在、主に利用されている「自筆証書遺言」と、「公正証書遺言」を比較した項目を下記のとおり一覧表にまとめました。また、開始時期は異なりますが、今回の民法改正では自筆証書遺言等の押印要件も廃止されます。こちらも同じ表にまとめましたので、あわせてご確認ください。

比較項目	保管証書遺言	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	本人が スマートフォン、パソコン等で作成	本人が手書きで作成 (財産目録除く)	公証人が作成
保管場所	法 務 局	自宅など 本人の自由	公証役場
押 印	不 要	現行法：必要 改正後：不要	原則不要
本人確認	必 要 (原則法務局へ出頭 申出によりオンラインでも可能)	不 要	必 要 (原則公証役場へ出頭)
裁判所の 検認	不 要	必 要	不 要
費 用	未 定	不 要	公証役場へ 作成手数料がかかる

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。